

監査公告第 6 号

定期監査結果に基づき加賀市長が講じた措置の公表

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 4 項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、加賀市長から報告がありましたので同条第 12 項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

平成 29 年 6 月 28 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 俊昭

消防本部 定期監査結果にかかる対応報告

監査結果（抜粋）

監査意見

- ・消防高機能指令システムの更新について、次のとおり意見を付す。

「システム更新に多額の経費が見込まれるため、全体一括更新や基幹部先行更新などいくつかの手法を比較検討されているようだが、いずれにせよ、機器の状態を適切に判断し、更新時期を逸することの無いよう手続きを進められたい。」

対 応

消防高機能指令システムは、平成 25 年度に防衛省民生安定施設設置補助金を財源に約 2 億円を投じて整備したシステムであり、高度な情報機器の連携によって緊急通報受付及び指令業務管理を司り、365 日 24 時間休むことなく稼働している。平成 31 年度において処分制限期間満了を迎えるにあたって、システム中核をなす情報機器等に更新の必要が生じることとなるが、機器毎の更新の必要性、緊急性を見極めることで、システム更新をできる限り年次計画化し、財政負担を平準化できるよう、担当課（警防課通信係）において、製造メーカーや保守管理会社と協議を進めるよう更新計画策定に着手したところである。適材適時及び財政負担を平準化した最適な更新計画によって、更新時期を逸することなく、緊急業務に間隙を生じさせることのなきよう配慮に努めるものである。

監査意見

- ・自動車免許等の取得について、次のとおり意見を付す。

「大型自動車免許の取得については、かねてから消防業務以外にも有益な資格との判断から、取得者へ定額を助成しているようだが、近年創設された中型等の自動車免許への対応も含めて、業務で必要な有資格者が一時的にも不足することのないよう留意し、計画的な対応を図られたい。」

## 対 応

現在、職員の大型自動車運転免許の資格取得にあたっては、従前に自主取得された職員との公平性を著しく欠くことなく、運転免許資格取得時での一定額の助成を行っているところであるが、今年度以降、消防全体の職員教育計画を見直すことで、予算枠内での運転免許取得助成の増員が行えるよう、市総務課人事係と協議を行ったところである。

また、本年 3 月 12 日以降に施行された改正道路交通法によるところの「準中型自動車免許」については、既得免許資格者への影響はないため、喫緊課題とはとらえていないが、新規職員採用時における「準中型自動車免許」資格取得者の採用促進のため、市内高等学校の進路指導時において、消防職員を希望する高等学校生に対しての、「準中型自動車免許」取得への配慮依頼するなどについて計画しているところである。